

平成22年国勢調査の実施状況

1 推進体制 [→別紙 1]

(1) 国の体制

① 総務省内の体制 [→別紙 2]

平成22年国勢調査実施本部の設置

② 外部との体制 [別紙 3-1 ~ 3-3]

ア 平成22年国勢調査関係者会議の新設

イ 平成22年国勢調査全国協力者会議の新設

(2) 地方公共団体の体制 [→別紙 4]

① 庁内の体制

実施本部の設置

② 外部との体制

協力者会議の新設

2 調査票提出方法 [→別紙 5]

各世帯が、以下の方法の中から選択して提出

(1) 調査員への提出

全面封入提出方式の新規導入（調査員は開封せずに市町村に提出）

(2) 郵送による提出

直接市町村に郵送する方式新規導入

(3) インターネットによる提出

東京都全域（島しょ部を含む。）をモデル地域として指定し、先行的に新規導入 [→第 1 回会合の資料 2-1 付 2]

3 照会等への対応状況

(1) コールセンター（総務省設置）の状況

平成22年国勢調査に係る国民一般からの照会・相談等の便を図るため、コールセンター（民間事業者に委託）を新設 [→資料 3]

(2) 地方公共団体の状況 [→別紙 6]

平成17年以前の調査と同様、各地方公共団体の統計主管課等が住民からの照会・相談等に対応

4 広報

平成22年調査では、国と地方公共団体の役割分担を図り、効率的かつ効果的に実施することに重点を置いて実施 [→第 1 回会合の資料 2-2]

(1) 国の役割

広く国民一般を対象とする広報。全国展開のマスメディアによるものや

重点訴求対象の特性に応じたものを総合企画等により実施

(2) 地方公共団体の役割

地域密着型の広報。地域ネットワークを活かした地域密着型のパブリシティ広報等を実施

5 その他

(1) 調査員の選考状況 [→別紙7及び第1回会合の資料2-1付1]

(2) 世帯に対する調査票提出の周知方法 [→別紙8]

(参考) 都道府県・市区町村からの意見等

1 調査方法等について [→参考P1]

(1) 調査票の提出方法の意見・提案

(2) 病院・社会施設, 矯正施設・自衛隊地域, 住居不定者等の調査に当たり講じた措置及び実施状況

(3) 「調査世帯一覧」における世帯属性の把握状況

(4) 調査員では世帯の協力が得られにくいため, 指導員や職員が応接した場合, その事情について

2 市区町村における事務について [→参考P2]

(1) 郵送提出等世帯の回収状況の把握及び郵送提出等世帯の調査員への伝達関連

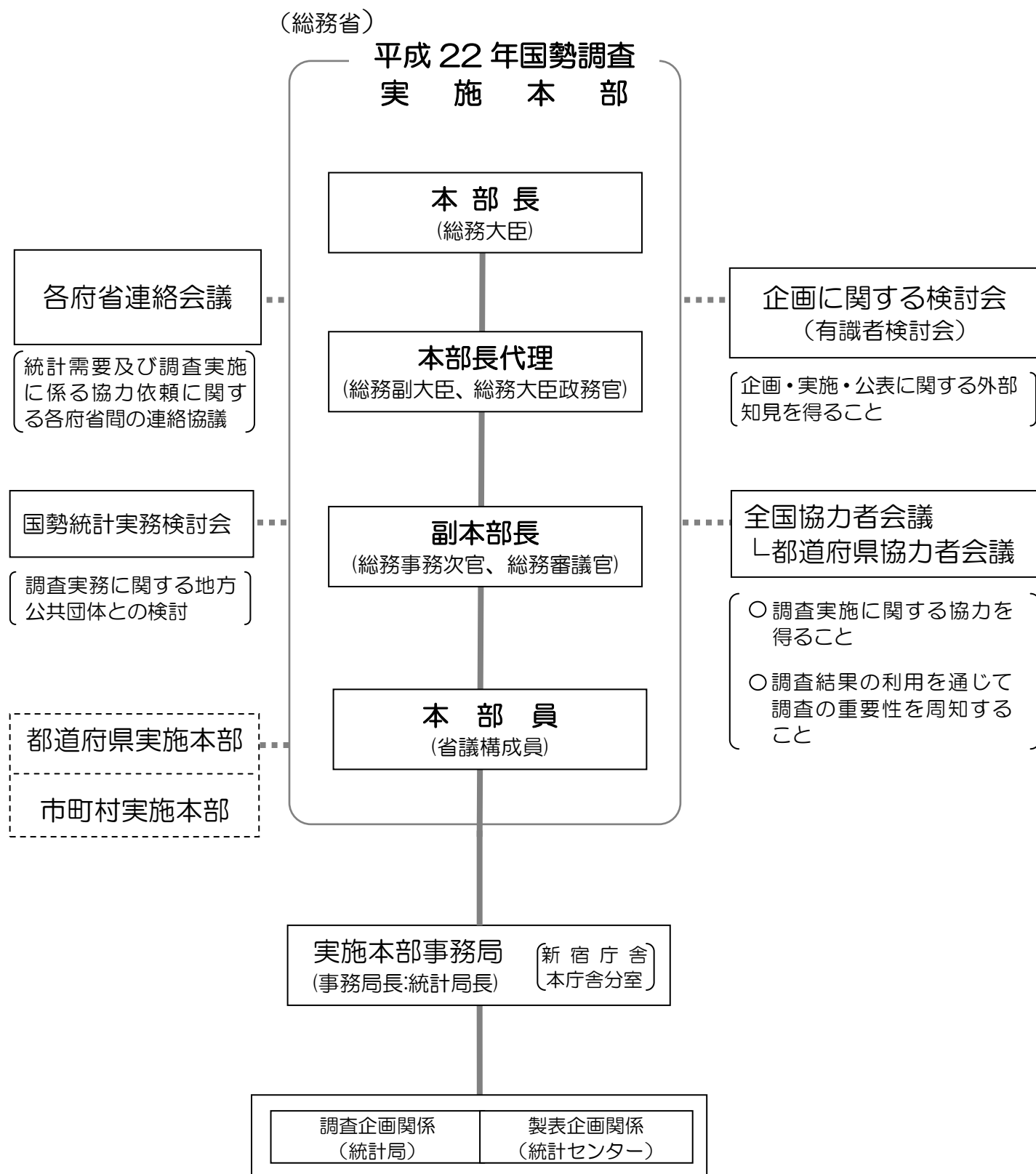
(2) 人口・世帯の把握状況の確認など, 調査結果の精度確保のための審査に当たり, 特に考慮した点について

3 調査書類・用品の様式, 設計, 内容等についての意見・提案 [→参考P4]

(1) 調査票

(2) 調査世帯一覧

平成 22 年国勢調査の推進体制



平成 22 年国勢調査実施本部について

平成 21 年 10 月 1 日
総 務 省

1 目 的

平成 22 年国勢調査は、我が国に居住するすべての人を対象とするもので、その結果は行政の基盤情報として各種施策の基礎資料となることはもとより、とりわけ我が国が直面している少子高齢化、就業・雇用や地域の状況などの実態を明らかにし、こうした重要課題の施策に欠くことのできない統計データを提供するものである。

このため、総務省として、同調査の正確かつ円滑な実施と精度の高い有用データの提供に取り組むため、平成 22 年国勢調査実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

2 主な活動内容

- (1) 国勢調査の実施上の重要課題についての対応に関すること
- (2) 国勢調査への協力確保及び総合的な広報の推進に関すること
- (3) その他結果の提供の推進に関すること

3 期 間

平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月末までとする。

4 構 成

本部長	総務大臣
本部長代理	総務副大臣、総務大臣政務官
副本部長	総務事務次官、総務審議官
本部員	省議構成員

	〔大臣官房長、内部部局の局長、政策統括官、大臣官房総括審議官、大臣官房地域力創造審議官、大臣官房審議官、自治大学校長、消防庁長官、消防庁次長、選挙部長、郵政行政部長〕
(事務局長)	

5 庶 務

実施本部の庶務は、大臣官房及び各部局の協力を得て、統計局（国勢統計課）において行う。

平成22年国勢調査関係者会議について

平成19年10月
総務省統計局

1 趣 旨

「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」の提言を踏まえ、平成22年国勢調査について、国民共有の財産として民主主義の基盤を成す精度の高い統計情報を提供するため、調査を円滑かつ正確に実施できる体制の整備を図るとともに、調査への各般の理解と協力を得ることを目的として、「平成22年国勢調査関係者会議」（以下「関係者会議」という。）を開催する。

2 開 催

- (1) 関係団体等の参加を得て、分野ごとに開催する。
- (2) 平成19年10月から平成23年3月までの間において、随時開催する。

3 その他

関係者会議の庶務は、総務省統計局統計調査部国勢統計課において行う。

「平成22年国勢調査 関係者会議」参加団体

団体名	
【外国人関係団体】	
	(NPO)在日外国人情報センター
	外国人集住都市会議
	(財)アジア福祉教育財団難民事業本部
	(財)日本語教育振興協会
	(財)留学生支援企業協力推進協会
	(独)日本学生支援機構
【教育関係団体】	
	全国都道府県教育委員会連合会
	全国高等学校長協会
	日本私立中学高等学校連合会
	(社)日本PTA全国協議会
	全日本中学校長会
	全国連合小学校長会
	日本私立小学校連合会
【大学関係団体】	
	公立大学協会
	(社)国立大学協会
	(社)日本私立大学連盟
	日本私立大学協会
	日本私立大学振興協会
	日本私立短期大学協会
	全国専修学校各種学校総連合会
【マンション関係団体】	
	(財)日本賃貸住宅管理協会
	(財)マンション管理センター
	(社)高層住宅管理業協会
	(社)全国住宅供給公社等連合会
	(社)全国宅地建物取引業協会連合会
	(社)全国賃貸住宅経営協会本部
	(社)全日本不動産協会
	(社)日本住宅建設産業協会
	(社)不動産協会
	(社)不動産流通経営協会
	(独)都市再生機構

平成 22 年国勢調査全国協力者会議について

総務省

1. 目的

- (1) 平成 22 年国勢調査の実施に当たっては、個人情報保護に対する国民意識の変化、調査員が世帯と接触することが困難なオートロックマンションやワンルームマンションの増加、ふだん不在がちな若年単身者や日本語での意思疎通が難しい外国人の増加など、調査活動に困難を伴う状況が従来にも増して懸念される。
- (2) 平成 22 年国勢調査では、このような状況に対応するため、調査票の封入提出や郵送提出の導入など調査方法を変更することとしているが、調査活動を円滑に行うためには、さらに、上記のような事情に詳しい人々を始めとする関係分野の協力・支援を得ることが重要となっている。
- (3) このため、「平成 22 年国勢調査全国協力者会議」を開催し、調査実施上の対応が必要となる関係団体など幅広い方々の参加を得て、その助言などを得るとともに、調査の周知や協力依頼などについて連携を図り、調査の正確かつ円滑な実施を推進する。

2. 会議の役割

総務省は、全国協力者会議を通じて平成 22 年国勢調査の実施に向けた協力体制を確立するとともに、参加団体から、調査実施面への助言・支援を始め、総務省が実施する周知広報や協力依頼について、次のような方法により、団体内部や会員企業等に対する周知などの協力をいただくこととする。

- (1) 総務省が提供するリーフレットやポスターについて、団体内部や関連団体、会員等へ配布・掲示
- (2) 各団体等が保有する広報媒体（機関誌やホームページ等）への国勢調査の実施周知等の掲載
- (3) 国勢調査の実施に向けた応援メッセージの寄稿
- (4) 国勢調査員等の正確かつ円滑な調査活動に資するため、団体内部や関連企業、会員等への事前の働きかけ等による、調査活動に対する支援

また、参加団体には、都道府県が主催する「平成 22 年国勢調査都道府県協力者会議」への地方（支部）組織の参加など、地方公共団体が実施する取組についても、協力・支援をいただくこととする。

3. 今後の予定

- ・ 第 2 回 平成 22 年 8 ～ 9 月頃開催予定（調査直前の周知の実施について）
- ・ 第 3 回 平成 23 年 2 ～ 3 月頃開催予定（協力者会議における活動報告について）

「平成22年国勢調査 全国協力者会議」参加団体

団体名	
【教育関係団体】	
	公立大学協会
	(社)国立大学協会
	(社)日本私立大学連盟
	日本私立大学協会
	日本私立大学振興協会
	日本私立短期大学協会
	全国専修学校各種学校総連合会
	全国都道府県教育委員会連合会
	全国高等学校長協会
	日本私立中学高等学校連合会
	(社)日本PTA全国協議会
	全日本中学校長会
	全国連合小学校長会
	日本私立小学校連合会
【経済界・労働界】	
	(公益社団法人)経済同友会
	(社)日本経済団体連合会
	全国商工会連合会
	全国中小企業団体中央会
	日本商工会議所
	日本労働組合総連合会
【研究機関・シンクタンク関係団体】	
	(株)第一生命経済研究所
	(株)ニッセイ基礎研究所
	(株)野村総合研究所
	(株)三菱総合研究所
【高齢者福祉関係団体】	
	(社会福祉法人)全国社会福祉協議会
	(公益社団法人)全国老人福祉施設協議会
	(社)全国老人保健施設協会
	(社)全国有料老人ホーム協会

【在留外国人支援関係団体】

(NPO)在日外国人情報センター
美濃加茂市役所経営企画部地域振興課多文化共生室多文化共生係
太田市企画部交流推進課
大泉町広報国際課
浜松市企画部国際課
(財)アジア福祉教育財団難民事業本部
(財)国際研修協力機構
(財)自治体国際化協会
(財)日本語教育振興協会
(財)留学生支援企業協力推進協会

【青年関係団体】

日本青年国際交流機構
(財)青少年国際交流推進センター

【病院関係団体】

(社)全日本精神科病院協会
(社)全日本病院協会
(社)日本医療法人協会
(社)日本病院会

【報道関係団体】

(社)日本新聞協会
日本放送協会
(社)日本民間放送連盟
(社)日本ケーブルテレビ連盟
(一般社団法人)日本コミュニティ放送協会

【マンション管理関係団体】

(NPO)日本住宅管理組合協議会
(財)日本賃貸住宅管理協会
(財)マンション管理センター
(社)高層住宅管理業協会
(社)全国住宅供給公社等連合会
(社)全国宅地建物取引業協会連合会
(社)全国賃貸住宅経営協会本部
(社)全日本不動産協会
(社)日本住宅建設産業協会
(社)不動産流通経営協会
(独)都市再生機構

平成22年国勢調査関係者会議の開催状況

	日程	対象団体	主な議題
第1回	平成19年10月31日	マンション関係団体	1 国勢調査の意義について 2 国勢調査の実施状況及び今後の取組について 3 国勢調査と新統計法について 4 国勢調査と個人情報保護法について
第2回	平成19年12月25日	大学生関係団体、 外国人関係団体	1 国勢調査の意義について 2 国勢調査の実施状況及び今後の取組について 3 国勢調査と新統計法について 4 国勢調査と個人情報保護法について
第3回	平成20年4月25日	教育関係団体	1 国勢調査の結果の活用について 2 国勢調査の意義等について 3 小中高校に対する統計普及の取組について
第4回	平成20年8月12日	マンション関係団体	1 平成22年国勢調査における協力及び広報について 2 平成22年国勢調査の集計内容のニーズ把握について
第5回	平成20年8月28日	外国人関係団体	1 平成22年国勢調査における協力及び広報について 2 平成22年国勢調査の集計内容のニーズ把握について
第6回	平成20年8月29日	教育関係団体	1 平成22年国勢調査における協力及び広報について 2 平成22年国勢調査の集計内容のニーズ把握について

	日程	対象団体	主な議題
第7回	平成20年9月10日	大学関係団体	1 平成22年国勢調査における協力及び広報について 2 平成22年国勢調査の集計内容のニーズ把握について
第8回	平成21年3月4日	マンション関係団体	1 平成22年国勢調査の円滑な実施について
第9回	平成21年3月6日	教育関係団体	1 平成22年国勢調査の取組状況について 2 平成22年国勢調査に向けた今後の取組について
第10回	平成21年3月12日	外国人関係団体	1 平成22年国勢調査の取組状況について 2 平成22年国勢調査に向けた今後の取組について
第11回	平成21年3月13日	大学関係団体	1 平成22年国勢調査の取組状況について 2 平成22年国勢調査に向けた今後の取組について
第12回	平成21年9月24日	全団体	1 関係者会議で得た知見について 2 平成22年国勢調査実施計画の策定について

※ 関係者会議終了後、経済界、メディア関係の団体等を新たに加え、調査実施に向けた周知などについて幅広い分野から支援、協力を得るために以下の会議を設置。

平成22年国勢調査全国協力者会議の開催状況

	日程	主な議題
第1回	平成21年12月2日 (全体会議)	1 平成22年国勢調査の取組状況 2 基調講演 「国勢調査を基礎にした人口推計」(樋口美雄 内閣府統計委員会委員長) 3 平成22年国勢調査の実施に向けて
(第1回開催後、参集団体ごとに個別協議を実施)		
第2回	平成23年3月14日 (全体会議)	(東日本大震災の影響により中止)

都道府県	実施本部				協力者会議							
	設置都道府県	設置市区町村数	うち市区	県内全市区町村に占める割合(%)	開催都道府県	主な参加団体						
						マンション管理関係	教育関係	産業・労働関係	福祉・医療関係	外国人関係	県警等・市区町村	報道関係
全国	47	1,182	727	61.4	14	10	9	9	8	6	6	3
01 北海道	○	159	53	81.5								
02 青森県	○	11	5	27.5	○	○	○	○	○	○		○
03 岩手県	○	32	13	94.1	○	○		○	○	○	○	
04 宮城県	○	26	14	65.0	○	○	○	○	○	○		
05 秋田県	○	15	11	60.0								
06 山形県	○	22	12	62.9	○	○	○	○	○			
07 福島県	○	21	10	35.6								
08 茨城県	○	24	18	54.5	○						○	
09 栃木県	○	16	12	59.3								
10 群馬県	○	9	7	25.7								
11 埼玉県	○	32	28	43.2								
12 千葉県	○	32	30	53.3	○		○	○				
13 東京都	○	28	28	45.2								
14 神奈川県	○	19	15	31.1								
15 新潟県	○	15	14	39.5								
16 富山県	○	14	10	93.3								
17 石川県	○	13	10	68.4								
18 福井県	○	16	9	94.1								
19 山梨県	○	4	3	14.8								
20 長野県	○	22	16	28.6								
21 岐阜県	○	33	21	78.6	○	○	○	○	○	○	○	○
22 静岡県	○	28	22	62.2	○	○	○	○	○	○		
23 愛知県	○	34	32	46.6								
24 三重県	○	8	8	27.6								
25 滋賀県	○	15	13	78.9	○	○	○	○	○	○		
26 京都府	○	25	22	67.6	○	○	○				○	○
27 大阪府	○	65	57	87.8								
28 兵庫県	○	28	24	56.0								
29 奈良県	○	34	11	87.2								
30 和歌山県	○	30	9	100.0								
31 鳥取県	○	2	2	10.5	○						○	
32 島根県	○	5	3	23.8								
33 岡山県	○	13	11	41.9								
34 広島県	○	17	14	54.8	○	○	○	○	○			
35 山口県	○	19	13	100.0								
36 徳島県	○	8	6	33.3								
37 香川県	○	17	8	100.0								
38 愛媛県	○	15	9	75.0								
39 高知県	○	18	10	52.9								
40 福岡県	○	44	25	59.5								
41 佐賀県	○	20	10	100.0								
42 長崎県	○	21	13	100.0								
43 熊本県	○	45	14	100.0	○						○	
44 大分県	○	18	14	100.0								
45 宮崎県	○	24	9	92.3								
46 鹿児島県	○	41	18	95.3	○	○						
47 沖縄県	○	25	11	61.0								

(都道府県からの概数報告により作成)

一般世帯における調査票の提出方法別割合

(%)

都道府県	(合計)	調査員※1	郵送※2	インターネット※3	持参※4	その他※5
全 国	100.0	32.3	57.4	1.0	0.5	8.8
01北海道	100.0	37.1	55.6	—	0.9	6.5
02青森県	100.0	55.3	40.5	—	0.5	3.7
03岩手県	100.0	51.3	44.9	—	0.5	3.2
04宮城県	100.0	28.9	61.9	—	0.6	8.6
05秋田県	100.0	54.5	43.3	—	0.5	1.7
06山形県	100.0	50.0	45.6	—	0.7	3.7
07福島県	100.0	41.7	51.8	—	1.0	5.4
08茨城県	100.0	49.5	45.2	—	0.5	4.8
09栃木県	100.0	40.6	51.0	—	0.6	7.8
10群馬県	100.0	40.7	53.3	—	0.8	5.2
11埼玉県	100.0	25.2	67.5	—	0.4	6.9
12千葉県	100.0	27.0	66.5	—	0.4	6.1
13東京都	100.0	12.9	58.4	8.3	0.2	20.1
14神奈川県	100.0	16.4	73.5	—	0.3	9.8
15新潟県	100.0	50.7	44.9	—	0.5	3.9
16富山県	100.0	54.6	41.2	—	0.4	3.8
17石川県	100.0	51.9	42.6	—	0.4	5.1
18福井県	100.0	51.0	43.7	—	0.6	4.8
19山梨県	100.0	51.0	43.6	—	1.0	4.4
20長野県	100.0	57.8	38.5	—	0.8	2.9
21岐阜県	100.0	45.5	50.9	—	1.0	2.7
22静岡県	100.0	34.4	60.8	—	0.4	4.4
23愛知県	100.0	22.5	66.9	—	0.4	10.2
24三重県	100.0	49.5	47.4	—	0.6	2.6
25滋賀県	100.0	44.9	48.4	—	0.5	6.2
26京都府	100.0	38.6	54.5	—	0.4	6.5
27大阪府	100.0	17.5	70.3	—	0.4	11.7
28兵庫県	100.0	29.0	62.3	—	0.3	8.4
29奈良県	100.0	43.7	52.5	—	0.8	3.1
30和歌山県	100.0	56.3	42.2	—	0.4	1.1
31鳥取県	100.0	54.3	40.5	—	0.5	4.7
32島根県	100.0	56.3	40.8	—	0.4	2.4
33岡山県	100.0	37.1	55.2	—	0.6	7.2
34広島県	100.0	36.6	54.5	—	0.4	8.6
35山口県	100.0	50.1	45.6	—	0.5	3.8
36徳島県	100.0	46.1	49.7	—	1.0	3.2
37香川県	100.0	40.0	52.6	—	1.1	6.3
38愛媛県	100.0	52.7	41.6	—	0.5	5.2
39高知県	100.0	37.8	48.1	—	0.9	13.2
40福岡県	100.0	29.4	58.0	—	0.5	12.1
41佐賀県	100.0	50.9	44.9	—	0.9	3.3
42長崎県	100.0	55.0	41.3	—	0.5	3.3
43熊本県	100.0	53.2	42.9	—	0.6	3.3
44大分県	100.0	53.4	42.9	—	0.4	3.4
45宮崎県	100.0	50.9	43.9	—	0.6	4.6
46鹿児島県	100.0	54.1	41.7	—	0.8	3.3
47沖縄県	100.0	42.4	47.5	—	0.8	9.3

※1 調査員…※2～5以外の方法による提出割合

※2 郵送…郵便事業株式会社からの請求金額に基づき算出

※3 インターネット…国勢調査オンライン調査システムを通じて得られた回答受付件数に基づき算出(東京都のみ実施)

※4 持参…地方公共団体からの報告に基づき算出

※5 その他…地方公共団体からの報告(国勢調査令第9条第2項に基づいて調査した一般世帯の数)に基づき算出

(都道府県からの概数報告により作成)

世帯からの電話等により受けた質問、相談等件数等（市区町村）

別紙6

都道府県	体制を講じた市区町村数	うち市区	世帯から電話等により受けた質問、相談等件数（百件）							
			合計	調査の趣旨に関すること	常住・世帯の定義に関すること	調査事項に関すること	調査方法に関すること	調査員に関すること	その他（内訳不明を含む）	1市区町村当たりの件数
全国	1,283	785	10,959	727	879	1,736	2,167	1,311	4,271	5.7
01北海道	101	34	365	24	32	69	86	34	120	1.9
02青森県	11	2	52	1	7	7	7	6	25	1.3
03岩手県	23	11	48	1	5	15	6	5	17	1.4
04宮城県	26	17	161	11	10	31	27	10	72	4.0
05秋田県	18	12	381	27	13	30	238	65	8	15.2
06山形県	18	11	122	11	13	26	18	23	32	3.5
07福島県	26	11	116	7	7	15	9	8	70	2.0
08茨城県	32	25	193	13	16	33	66	17	48	4.4
09栃木県	22	11	152	6	12	14	38	9	73	5.6
10群馬県	25	11	90	12	6	21	12	8	30	2.6
11埼玉県	65	47	754	58	49	85	159	77	325	10.2
12千葉県	50	38	600	35	71	131	102	47	214	10.0
13東京都	50	49	1,737	100	89	253	391	222	686	28.0
14神奈川県	30	18	1,028	50	73	126	149	118	512	16.9
15新潟県	26	21	97	8	11	26	22	14	16	2.6
16富山県	14	10	47	2	6	8	8	12	11	3.1
17石川県	18	10	41	3	4	7	8	5	14	2.2
18福井県	15	8	27	1	2	4	3	1	16	1.6
19山梨県	14	10	37	3	3	8	3	3	17	1.4
20長野県	38	17	90	8	12	17	17	8	28	1.2
21岐阜県	27	18	130	10	9	23	17	32	40	3.1
22静岡県	27	21	189	9	19	34	25	31	72	4.2
23愛知県	61	50	447	20	32	42	102	78	172	6.1
24三重県	15	10	95	5	13	19	8	12	38	3.3
25滋賀県	19	13	103	12	16	22	18	14	21	5.4
26京都府	29	25	369	27	28	72	32	47	163	10.0
27大阪府	62	55	1,059	79	81	107	149	98	546	14.3
28兵庫県	44	37	532	26	51	94	80	66	217	10.6
29奈良県	23	11	73	4	8	14	16	7	24	1.9
30和歌山県	16	9	32	2	3	6	7	3	10	1.1
31鳥取県	13	4	18	0	3	2	1	2	9	0.9
32島根県	11	8	61	3	4	16	14	2	23	2.9
33岡山県	18	11	127	7	8	19	36	7	51	4.1
34広島県	25	19	191	15	14	23	33	34	72	6.2
35山口県	18	13	95	8	11	13	10	16	35	5.0
36徳島県	8	3	33	4	4	6	7	2	9	1.4
37香川県	13	7	114	3	7	5	7	13	78	6.7
38愛媛県	17	11	84	41	41	41	41	13	30	4.2
39高知県	19	10	115	6	11	56	22	12	8	3.4
40福岡県	49	33	470	29	38	88	102	66	147	6.4
41佐賀県	15	10	38	2	5	12	7	6	6	1.9
42長崎県	11	9	38	3	4	8	6	3	14	1.8
43熊本県	30	13	100	4	8	26	11	16	35	2.2
44大分県	9	7	51	5	4	8	8	7	19	2.8
45宮崎県	21	9	59	3	5	10	8	10	23	2.3
46鹿児島県	43	19	109	11	8	33	25	11	21	2.5
47沖縄県	18	9	89	5	3	10	9	9	53	2.2

注）項目を重複して報告している都道府県もあるので、総数と内訳は必ずしも一致しない。
（都道府県からの概数報告により作成）

調査員の選考状況について

(1) 調査員の選考方法別選考状況

(%)

都道府県	総数		民間人										市区町村等の職員	
		うち 国調 経験者	計	うち 国調 経験者	公募	うち 国調 経験者	登録 (経常) 調査員	うち 国調 経験者	自治会等 の推薦	うち 国調 経験者	その他	うち 国調 経験者		うち 国調 経験者
全国	100.0	42.3	91.7	38.0	11.4	3.9	10.3	6.6	59.8	23.5	10.2	4.1	8.3	4.3
01北海道	100.0	51.8	93.8	48.4	22.6	8.9	14.0	10.3	46.6	23.6	10.5	5.6	6.2	3.4
02青森県	100.0	53.2	87.9	45.8	16.5	7.7	11.2	7.1	19.3	9.1	40.9	21.8	12.1	7.4
03岩手県	100.0	63.4	98.9	62.7	4.4	3.0	41.6	32.9	38.0	17.9	14.8	8.9	1.1	0.8
04宮城県	100.0	46.5	96.7	44.4	2.1	0.1	38.5	24.1	52.7	19.2	3.3	1.1	3.3	2.1
05秋田県	100.0	57.9	76.0	43.2	20.5	7.7	33.5	24.9	4.7	2.2	17.3	8.4	24.0	14.7
06山形県	100.0	52.9	93.4	49.9	2.0	0.2	48.8	32.8	33.0	12.9	9.6	4.0	6.6	3.0
07福島県	100.0	48.5	97.4	47.0	8.3	3.8	24.9	16.8	44.6	15.1	19.6	11.3	2.6	1.5
08茨城県	100.0	47.2	91.6	42.9	4.2	1.3	32.2	18.9	32.8	12.3	22.4	10.4	8.4	4.3
09栃木県	100.0	44.1	90.6	38.9	4.7	1.4	12.8	9.6	39.8	14.1	33.4	13.8	9.4	5.2
10群馬県	100.0	33.8	97.7	32.8	1.2	0.0	13.8	7.5	78.7	24.1	3.9	1.1	2.3	1.1
11埼玉県	100.0	41.4	90.8	35.1	8.7	2.2	5.8	3.5	69.7	27.3	6.6	2.1	9.2	6.3
12千葉県	100.0	39.7	94.4	37.1	12.3	3.9	10.7	7.2	63.3	22.5	8.0	3.5	5.6	2.5
13東京都	100.0	52.5	97.8	51.9	15.3	4.4	7.2	4.8	70.8	41.2	4.6	1.5	2.2	0.6
14神奈川県	100.0	41.7	94.7	38.7	18.9	7.2	3.7	2.4	64.2	26.2	8.0	2.8	5.3	3.0
15新潟県	100.0	36.2	92.4	32.0	3.8	0.8	9.1	5.8	71.2	22.1	8.4	3.3	7.6	4.1
16富山県	100.0	43.5	81.0	33.3	2.4	0.5	12.5	8.5	51.8	19.0	14.3	5.3	19.0	10.2
17石川県	100.0	49.4	67.2	29.3	13.0	5.6	12.3	7.9	20.7	7.2	21.2	8.6	32.8	20.1
18福井県	100.0	31.8	92.2	28.8	7.7	1.4	11.2	7.7	63.8	15.7	9.5	4.0	7.8	3.0
19山梨県	100.0	37.9	72.5	23.5	14.0	4.4	13.2	6.7	36.4	10.0	9.0	2.5	27.5	14.4
20長野県	100.0	31.0	89.4	24.4	1.5	0.4	18.2	6.6	65.8	16.4	3.9	1.0	10.6	6.6
21岐阜県	100.0	42.7	72.9	26.8	17.9	5.7	14.1	8.9	32.8	9.0	8.2	3.3	27.1	15.8
22静岡県	100.0	34.7	80.3	24.3	7.8	2.6	7.4	4.7	58.6	14.9	6.5	2.1	19.7	10.4
23愛知県	100.0	33.2	92.7	29.6	9.7	3.4	4.9	2.9	73.2	21.4	5.0	1.8	7.3	3.6
24三重県	100.0	35.0	94.2	32.0	8.5	4.2	6.3	3.5	73.6	21.8	5.7	2.5	5.8	2.9
25滋賀県	100.0	30.0	92.1	25.6	18.8	4.7	8.9	5.8	59.7	13.7	4.6	1.5	7.9	4.3
26京都府	100.0	29.1	97.3	28.0	10.3	3.8	5.2	2.7	77.6	20.3	4.2	1.2	2.7	1.1
27大阪府	100.0	40.8	94.6	38.5	9.1	3.1	5.4	2.6	74.4	31.7	5.7	1.1	5.4	2.3
28兵庫県	100.0	40.2	97.1	39.0	7.0	1.9	4.6	2.9	78.6	32.5	6.9	1.8	2.9	1.2
29奈良県	100.0	30.4	96.2	28.4	4.9	1.4	6.7	4.2	76.8	20.5	7.9	2.4	3.8	2.0
30和歌山県	100.0	42.0	88.0	36.0	10.8	2.0	12.1	7.2	50.9	20.4	14.2	6.4	12.0	6.0
31鳥取県	100.0	40.9	93.6	38.7	4.8	2.7	7.6	5.5	64.9	23.7	16.3	6.8	6.4	2.3
32島根県	100.0	47.9	83.8	40.1	20.9	10.9	6.0	4.8	33.4	12.6	23.5	11.8	16.2	7.8
33岡山県	100.0	45.1	91.2	41.7	12.7	7.2	9.8	5.9	50.2	19.7	18.4	8.9	8.8	3.4
34広島県	100.0	49.0	97.6	48.0	6.6	1.2	6.5	4.7	65.8	31.5	18.6	10.5	2.4	1.0
35山口県	100.0	39.7	96.0	37.9	6.0	2.1	6.8	4.4	60.8	22.9	22.3	8.5	4.0	1.8
36徳島県	100.0	50.1	86.3	41.5	9.5	4.3	14.1	10.3	43.5	18.8	19.2	8.1	13.7	8.6
37香川県	100.0	50.3	61.1	30.0	1.3	0.7	16.6	11.0	23.5	11.6	19.7	6.7	38.9	20.4
38愛媛県	100.0	45.5	87.1	40.0	18.4	6.9	14.8	9.2	22.0	9.5	31.9	14.4	12.9	5.5
39高知県	100.0	42.2	79.0	35.2	8.2	2.8	24.0	15.9	11.8	3.4	35.0	13.1	21.0	7.0
40福岡県	100.0	38.2	90.2	32.9	14.1	3.8	7.6	4.5	62.2	22.4	6.4	2.3	9.8	5.3
41佐賀県	100.0	33.8	99.7	33.7	0.0	0.0	3.9	2.2	90.0	29.6	5.8	1.9	0.3	0.1
42長崎県	100.0	41.1	91.2	35.8	7.2	2.6	5.4	2.8	71.0	27.5	7.7	2.9	8.8	5.3
43熊本県	100.0	45.6	71.5	27.3	10.5	2.9	6.4	3.1	44.7	17.6	9.9	3.7	28.5	18.3
44大分県	100.0	44.7	88.1	38.8	10.3	2.8	6.2	3.1	57.5	27.2	14.2	5.7	11.9	5.9
45宮崎県	100.0	35.1	78.3	29.0	24.7	8.8	14.1	9.0	28.8	8.5	10.7	2.7	21.7	6.1
46鹿児島県	100.0	36.8	83.3	26.9	3.9	1.5	8.5	5.2	38.5	9.8	32.3	10.4	16.7	9.9
47沖縄県	100.0	34.5	85.1	32.0	58.1	20.7	9.5	6.7	13.8	3.7	3.6	0.9	14.9	2.5

(都道府県からの概数報告により作成)

(2) 調査員の年齢別選考状況

(%)

都道府県	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
全国	100.0	0.1	3.2	9.0	13.1	18.6	36.8	19.3
01北海道	100.0	0.1	2.9	8.9	13.8	19.7	32.4	22.2
02青森県	100.0	0.1	4.4	11.8	15.5	23.9	30.9	13.3
03岩手県	100.0	0.0	0.5	2.6	7.0	21.0	41.5	27.4
04宮城県	100.0	0.1	2.3	6.0	9.9	18.2	39.3	24.3
05秋田県	100.0	0.1	7.5	15.2	16.4	23.8	26.8	10.2
06山形県	100.0	0.0	2.1	5.1	7.8	22.3	41.5	21.3
07福島県	100.0	0.0	1.4	4.7	8.7	21.1	41.0	23.1
08茨城県	100.0	0.0	2.5	7.0	10.6	18.1	40.5	21.2
09栃木県	100.0	0.0	4.4	9.3	11.7	18.2	39.1	17.2
10群馬県	100.0	0.0	0.6	3.9	7.0	14.6	47.8	26.1
11埼玉県	100.0	0.1	2.7	7.6	12.5	16.9	40.7	19.5
12千葉県	100.0	0.2	2.4	8.5	13.3	18.6	37.8	19.3
13東京都	100.0	0.1	2.1	5.0	9.6	15.4	37.4	30.5
14神奈川県	100.0	0.0	2.7	9.4	15.7	16.8	35.4	19.9
15新潟県	100.0	0.0	2.0	7.2	10.3	18.6	43.1	18.9
16富山県	100.0	0.0	5.1	12.8	12.8	19.1	38.0	12.1
17石川県	100.0	0.5	8.9	18.6	18.9	21.6	25.8	5.7
18福井県	100.0	0.0	2.4	7.1	11.9	21.6	42.5	14.5
19山梨県	100.0	0.0	7.9	16.9	17.6	17.6	29.2	10.8
20長野県	100.0	0.1	2.1	8.0	12.5	21.1	40.2	16.1
21岐阜県	100.0	0.1	6.2	18.6	18.5	17.3	27.1	12.2
22静岡県	100.0	0.1	6.2	12.9	13.7	17.4	35.5	14.2
23愛知県	100.0	0.0	2.9	8.2	13.7	17.7	39.2	18.3
24三重県	100.0	0.0	2.0	7.9	12.5	17.5	43.6	16.6
25滋賀県	100.0	0.0	2.3	10.0	15.8	21.8	39.5	10.6
26京都府	100.0	0.0	2.2	9.0	16.2	20.8	35.6	16.3
27大阪府	100.0	0.1	2.5	8.3	13.0	17.7	36.8	21.6
28兵庫県	100.0	0.0	1.5	7.3	12.4	19.4	40.9	18.4
29奈良県	100.0	0.0	1.4	8.1	13.3	18.7	39.8	18.6
30和歌山県	100.0	0.0	3.9	13.1	17.0	20.3	31.2	14.5
31鳥取県	100.0	0.0	1.7	6.3	11.6	23.2	41.8	15.3
32島根県	100.0	0.0	2.9	11.9	13.9	21.4	35.2	14.6
33岡山県	100.0	0.0	2.8	8.4	11.2	18.5	39.3	19.8
34広島県	100.0	0.3	1.4	5.7	10.9	18.0	41.7	21.9
35山口県	100.0	0.0	2.0	7.9	11.1	18.8	40.3	19.9
36徳島県	100.0	0.0	4.0	10.9	15.2	23.8	32.7	13.3
37香川県	100.0	0.0	6.7	19.0	20.0	20.5	23.7	10.1
38愛媛県	100.0	0.1	4.1	12.9	19.5	24.5	29.0	9.8
39高知県	100.0	0.1	9.7	14.2	14.6	20.1	29.1	12.3
40福岡県	100.0	0.1	4.1	11.2	14.9	19.6	33.7	16.4
41佐賀県	100.0	0.0	0.9	3.8	7.4	17.9	48.2	21.7
42長崎県	100.0	0.1	3.0	9.7	13.6	20.8	35.5	17.5
43熊本県	100.0	0.2	8.3	19.2	15.3	16.3	28.0	12.8
44大分県	100.0	0.0	3.7	9.7	14.0	21.8	35.7	15.1
45宮崎県	100.0	0.1	9.3	18.3	15.4	19.6	26.7	10.5
46鹿児島県	100.0	0.2	7.2	14.1	16.2	22.0	29.9	10.3
47沖縄県	100.0	0.2	13.2	17.1	19.4	26.4	19.6	4.1

(都道府県からの概数報告により作成)

世帯に対する調査票提出の周知方法（市区町村）

都道府県	並列に周知 (市区町村)		調査員回収を強調 (市区町村)		郵送提出を強調 (市区町村)		地域の実情に応じて 強調内容を変更 (市区町村)	
		うち市区		うち市区		うち市区		うち市区
全 国	912	426	661	262	225	185	65	36
01 北海道	133	23	45	11	6	0	4	0
02 青森県	27	7	13	3	0	0	0	0
03 岩手県	19	8	12	3	0	0	3	2
04 宮城県	13	4	16	5	7	7	4	2
05 秋田県	11	5	12	6	0	0	2	2
06 山形県	21	9	13	3	0	0	1	1
07 福島県	32	9	20	2	5	1	2	1
08 茨城県	9	7	32	22	3	3	0	0
09 栃木県	17	11	11	3	2	0	0	0
10 群馬県	22	9	11	2	1	0	1	1
11 埼玉県	34	22	17	6	22	21	1	1
12 千葉県	26	20	15	6	17	15	1	0
13 東京都	16	13	8	1	37	34	1	1
14 神奈川県	22	12	4	1	6	5	1	1
15 新潟県	15	9	14	10	0	0	1	1
16 富山県	5	4	10	6	0	0	0	0
17 石川県	2	1	16	8	0	0	1	1
18 福井県	5	4	11	5	0	0	1	0
19 山梨県	11	5	13	8	1	0	1	0
20 長野県	38	7	32	10	4	0	3	2
21 岐阜県	16	6	21	11	5	4	0	0
22 静岡県	12	11	16	6	5	5	2	1
23 愛知県	23	17	22	10	27	25	0	0
24 三重県	14	9	12	2	2	1	1	1
25 滋賀県	13	9	6	4	0	0	0	0
26 京都府	22	18	13	7	1	1	1	0
27 大阪府	22	17	6	3	38	36	1	1
28 兵庫県	27	21	10	6	13	12	1	1
29 奈良県	21	8	16	4	0	0	2	0
30 和歌山県	13	4	16	4	0	0	1	1
31 鳥取県	12	2	6	1	1	1	0	0
32 島根県	10	6	9	2	0	0	2	0
33 岡山県	16	8	8	4	2	2	1	1
34 広島県	21	17	7	3	1	0	1	1
35 山口県	10	7	8	5	0	0	1	1
36 徳島県	13	3	10	4	0	0	1	1
37 香川県	11	7	5	0	0	0	1	1
38 愛媛県	11	5	7	5	1	1	1	0
39 高知県	15	4	19	7	0	0	0	0
40 福岡県	33	20	27	11	9	8	3	1
41 佐賀県	13	6	5	2	0	0	2	2
42 長崎県	13	7	8	6	0	0	1	1
43 熊本県	18	2	27	12	0	0	2	1
44 大分県	10	8	7	5	0	0	1	1
45 宮崎県	8	3	16	5	0	0	2	1
46 鹿児島県	22	8	15	8	2	1	4	2
47 沖縄県	15	4	14	4	7	2	5	1

注) 東京都においては、上記のほか、4区においてインターネット回答を強調
(都道府県からの概数報告により作成)

(%)

都道府県	合計		並列に周知 (市区町村)		調査員回収を強調 (市区町村)		郵送提出を強調 (市区町村)		地域の実情に応じて 強調内容を変更 (市区町村)	
		うち市区		うち市区		うち市区		うち市区		うち市区
全 国	100.0	48.8	49.0	22.9	35.5	14.1	12.1	9.9	3.5	1.9
01 北海道	100.0	18.1	70.7	12.2	23.9	5.9	3.2	0.0	2.1	0.0
02 青森県	100.0	25.0	67.5	17.5	32.5	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0
03 岩手県	100.0	38.2	55.9	23.5	35.3	8.8	0.0	0.0	8.8	5.9
04 宮城県	100.0	45.0	32.5	10.0	40.0	12.5	17.5	17.5	10.0	5.0
05 秋田県	100.0	52.0	44.0	20.0	48.0	24.0	0.0	0.0	8.0	8.0
06 山形県	100.0	37.1	60.0	25.7	37.1	8.6	0.0	0.0	2.9	2.9
07 福島県	100.0	22.0	54.2	15.3	33.9	3.4	8.5	1.7	3.4	1.7
08 茨城県	100.0	72.7	20.5	15.9	72.7	50.0	6.8	6.8	0.0	0.0
09 栃木県	100.0	46.7	56.7	36.7	36.7	10.0	6.7	0.0	0.0	0.0
10 群馬県	100.0	34.3	62.9	25.7	31.4	5.7	2.9	0.0	2.9	2.9
11 埼玉県	100.0	67.6	45.9	29.7	23.0	8.1	29.7	28.4	1.4	1.4
12 千葉県	100.0	69.5	44.1	33.9	25.4	10.2	28.8	25.4	1.7	0.0
13 東京都	100.0	79.0	25.8	21.0	12.9	1.6	59.7	54.8	1.6	1.6
14 神奈川県	100.0	57.6	66.7	36.4	12.1	3.0	18.2	15.2	3.0	3.0
15 新潟県	100.0	66.7	50.0	30.0	46.7	33.3	0.0	0.0	3.3	3.3
16 富山県	100.0	66.7	33.3	26.7	66.7	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0
17 石川県	100.0	52.6	10.5	5.3	84.2	42.1	0.0	0.0	5.3	5.3
18 福井県	100.0	52.9	29.4	23.5	64.7	29.4	0.0	0.0	5.9	0.0
19 山梨県	100.0	50.0	42.3	19.2	50.0	30.8	3.8	0.0	3.8	0.0
20 長野県	100.0	24.7	49.4	9.1	41.6	13.0	5.2	0.0	3.9	2.6
21 岐阜県	100.0	50.0	38.1	14.3	50.0	26.2	11.9	9.5	0.0	0.0
22 静岡県	100.0	65.7	34.3	31.4	45.7	17.1	14.3	14.3	5.7	2.9
23 愛知県	100.0	72.2	31.9	23.6	30.6	13.9	37.5	34.7	0.0	0.0
24 三重県	100.0	44.8	48.3	31.0	41.4	6.9	6.9	3.4	3.4	3.4
25 滋賀県	100.0	68.4	68.4	47.4	31.6	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0
26 京都府	100.0	70.3	59.5	48.6	35.1	18.9	2.7	2.7	2.7	0.0
27 大阪府	100.0	85.1	32.8	25.4	9.0	4.5	56.7	53.7	1.5	1.5
28 兵庫県	100.0	78.4	52.9	41.2	19.6	11.8	25.5	23.5	2.0	2.0
29 奈良県	100.0	30.8	53.8	20.5	41.0	10.3	0.0	0.0	5.1	0.0
30 和歌山県	100.0	30.0	43.3	13.3	53.3	13.3	0.0	0.0	3.3	3.3
31 鳥取県	100.0	21.1	63.2	10.5	31.6	5.3	5.3	5.3	0.0	0.0
32 島根県	100.0	38.1	47.6	28.6	42.9	9.5	0.0	0.0	9.5	0.0
33 岡山県	100.0	55.6	59.3	29.6	29.6	14.8	7.4	7.4	3.7	3.7
34 広島県	100.0	70.0	70.0	56.7	23.3	10.0	3.3	0.0	3.3	3.3
35 山口県	100.0	68.4	52.6	36.8	42.1	26.3	0.0	0.0	5.3	5.3
36 徳島県	100.0	33.3	54.2	12.5	41.7	16.7	0.0	0.0	4.2	4.2
37 香川県	100.0	47.1	64.7	41.2	29.4	0.0	0.0	0.0	5.9	5.9
38 愛媛県	100.0	55.0	55.0	25.0	35.0	25.0	5.0	5.0	5.0	0.0
39 高知県	100.0	32.4	44.1	11.8	55.9	20.6	0.0	0.0	0.0	0.0
40 福岡県	100.0	55.6	45.8	27.8	37.5	15.3	12.5	11.1	4.2	1.4
41 佐賀県	100.0	50.0	65.0	30.0	25.0	10.0	0.0	0.0	10.0	10.0
42 長崎県	100.0	63.6	59.1	31.8	36.4	27.3	0.0	0.0	4.5	4.5
43 熊本県	100.0	31.9	38.3	4.3	57.4	25.5	0.0	0.0	4.3	2.1
44 大分県	100.0	77.8	55.6	44.4	38.9	27.8	0.0	0.0	5.6	5.6
45 宮崎県	100.0	34.6	30.8	11.5	61.5	19.2	0.0	0.0	7.7	3.8
46 鹿児島県	100.0	44.2	51.2	18.6	34.9	18.6	4.7	2.3	9.3	4.7
47 沖縄県	100.0	26.8	36.6	9.8	34.1	9.8	17.1	4.9	12.2	2.4

注) 東京都においては、上記のほか、4区においてインターネット回答を強調
(都道府県からの概数報告により作成)

都道府県・市区町村からの意見等

1 調査方法等について

(1) 調査票の提出方法の意見・提案

都道府県

- ・提出方式の選択は原則市区町村の裁量としてほしい（7）
- ・調査員が確認できる提出方式を採用してほしい（6）
- ・インターネット回答方式を導入してほしい（3）

市区町村

- ・提出方式を統一してほしい（21）
- ・調査員が確認できる提出方式を採用してほしい（17）
- ・世帯に配布する封筒が2種類有り混乱が生じたので対応を検討してほしい（17）
- ・原則郵送提出としてほしい（16）
- ・原則調査員回収としてほしい（16）
- ・調査票配布時に提出方法を確定する方式としてほしい（9）
- ・インターネット回答方式を導入してほしい（7）
- ・提出方式の選択は原則市区町村の裁量としてほしい（6）

(2) 病院・社会施設、矯正施設・自衛隊地域、住居不定者等の調査に当たり講じた措置及び実施状況

都道府県

- ・当該病院，施設，自衛隊関係者との事前打合せや協力依頼等（33）
- ・関係部署より24時間店舗等に係る情報を入手し市区町村に提供（11）
- ・住居不定者等に対する調査に同行等の支援を実施（6）
- ・当該病院，施設，自衛隊関係者に調査員を依頼（5）

市区町村

- ・当該病院，施設，自衛隊関係者との事前打合せや協力依頼等（41）
- ・当該病院，施設，自衛隊関係者に調査員を依頼（39）
- ・住居不定者等の調査に当たり，事前の現地踏査や情報収集を行った（32）
- ・住居不定者等の調査に当たり，公園・福祉・道路関係部署との事前打合せや職員による支援等を実施した（20）
- ・住居不定者等の調査に当たり，地元警察署との事務打合せや警察官の同行等を行った（16）
- ・事務打合せ会の別途開催，附帯資料の作成等の配慮（13）
- ・一般調査区の施設等について，関係者の協力を得ることが困難等の理由により調査が難航した（11）

- ・当該病院，施設，自衛隊関係者に調査員を依頼したが，報酬の取扱い等について調整が難航した（6）
- ・外国人を雇用している事業所や雇用主，研修受入れ団体等に協力依頼（5）

(3) 「調査世帯一覧」における世帯属性の把握状況

※ 調査員事務において、不在の世帯などがあった場合、審査の参考に資する情報を「調査世帯一覧」に記入するように努めることとしている。

- ・ほとんど把握できなかった（35）
- ・ワンルームマンション等の共同住宅地域は世帯属性の把握が困難（34）
- ・一戸建等の多い地域では概ね把握（16）
- ・自治会が機能している等の住民間のつながりがある地域は概ね把握（7）

(4) 調査員では世帯の協力が得られにくいため、指導員や職員が応接した場合、その事情について

- ・調査員と世帯間にトラブルがあった場合（41）
- ・調査員への信頼が得られない場合，公務員や行政への不信の場合（36）
- ・調査の趣旨・必要性に疑問を持つ世帯（29）
- ・調査員，指導員が身の危険を感じる場合（22）
- ・個人情報保護対策に疑問を持つ世帯（21）
- ・外国人世帯（20）
- ・在宅でも応答がない等，調査への理解を得られない場合（20）
- ・病院等の施設が一般調査区内にある場合等（16）
- ・不在世帯（15）
- ・提出方法の説明不足などの調査方法の変更に係るトラブルがあった場合（10）

2 市区町村における事務について

(1) 郵送提出等世帯の回収状況の把握及び郵送提出等世帯の調査員への伝達関連

① 「郵送提出用封筒」の整理方法

以下の手順によるものが多く報告された。

- ア 郵送到着分と交付証との数量が一致しているか確認
- イ 調査区番号，世帯番号等を確認
- ウ 調査区番号，世帯番号順に並べる
- エ 郵送提出等世帯一覧に必要事項を記入
- オ 調査区ごとに棚などを使い，整理

特に工夫等をした点については，以下のとおり。

- ・「郵送提出用封筒」を地域ごとに色分けして作成（21）
- ・別途整理台帳を作成（21）

- ・あらかじめ郵便局に他の後納郵便物との仕分けを依頼（7）
- ・民間委託を実施（5）
- ・バーコードを使用（4）

② 「郵送提出用封筒」の差出人（住所・氏名）及び調査員記入欄の記入状況

概ね、記入されていたと報告されているが、調査票の調査区番号等を含めすべて未記入の場合は特定に苦慮した報告もされている。

また、以下の事例も報告されている。

- ・調査区番号と住所の不一致など（15）
- ・調査員記入欄に記入した文字が消されていると思われる事例（14）
- ・2調査区担当調査員が他方の調査区番号を記載するなどの事例（8）
- ・差出人欄に貼る目隠しシールなどの要望（7）

③ 「郵送提出用封筒」の「調査員・市区町村使用欄」の活用状況

○ 活用状況

- ・調査員氏名などを記入（45）
- ・「国勢調査員証」の「発給番号」などを記入（43）
- ・郵送到着日などを記入（19）
- ・各種確認事項のチェック欄として活用（14）
- ・郵送提出及び直接持参の区別を記載（10）

○ 活用効果

主に調査書類整理の効率化及び郵送提出等の世帯の特定事務の効率化が報告されている。その他の活用効果については、以下のとおり。

世帯からの照会対応の円滑化（11）、世帯からの信頼感の醸成（4）

(2) 人口・世帯の把握状況の確認など、調査結果の精度確保のための審査に当たり、特に考慮した点について

- ・前回調査の結果などと比べ、人口数及び世帯数に不合理な増減がないかを確認（29）
- ・記入漏れ等の補記など精度確保のために、住民基本台帳等行政資料を活用（21）
- ・住民基本台帳等行政資料と照合し、不合理な増減がないかを確認（20）
- ・調査漏れや重複調査がないかなどの観点で関係書類の照合を重視（19）
- ・社会施設等の世帯について重複調査の有無を確認（18）
- ・複層的チェックを実施（15）
- ・世帯照会等を重点的に実施（14）
- ・従業地・通学地欄に遠隔地が記載されていた場合は照会等により確認（9）
- ・共同住宅の空き室情報を利用（8）

3 調査書類・用品の様式、設計、内容等についての意見・提案

(1) 調査票

都道府県

- ・文字の大きさ（小さいこと）についての意見（23）
- ・調査事項の説明文についての追加・修正等意見（20）
- ・選択肢の文言等についての意見（19）
- ・調査事項の廃止についての意見（13）
- ・調査票のサイズについての意見（12）
- ・項目の順序，記入のガイド等，レイアウトについての意見（10）
- ・マーク・数字の記入とする等，記入者負担に配慮すべき（8）
- ・ドロップアウトカラーの色等，調査票のデザインについての意見（5）

市区町村

- ・文字の大きさ（小さいこと）についての意見（41）
- ・マーク欄の改善についての意見（39）
- ・選択肢の文言等についての意見（37）
- ・調査事項の廃止についての意見（32）
- ・マーク・数字の記入とする等，記入者負担に配慮すべき（31）
- ・調査事項の説明文についての追加・修正等意見（29）
- ・項目の順序，記入のガイド等，レイアウトについての意見（26）
- ・ドロップアウトカラーの色等，調査票のデザインについての意見（22）
- ・第2面への記入ガイドを目立たせてほしい（21）
- ・調査票1枚当たりの記入可能人数についての意見（19）
- ・調査票のサイズについての意見（18）
- ・市区町村コード，調査区番号のプレプリントを検討してほしい（12）
- ・電話番号欄を目立つようにしてほしい（11）

(2) 調査世帯一覧

都道府県

- ・サイズ，仕様についての意見（20）
- ・提出方法等の記入欄の追加意見（10）

市区町村

- ・サイズ，仕様についての意見（46）
- ・提出方法等の記入欄の追加意見（32）
- ・審査事務の効率化などの理由により，世帯主又は代表者欄に名前まで記入する等の対応を検討してほしい（15）
- ・男女別世帯員数の記入欄追加の意見（7）